

輸出貿易管理令に基づく当社バルブ製品の該非判定結果/見解

2024年2月1日

ザムソン株式会社

代表取締役 飛田 篤志

「輸出貿易管理令 別表第1 第3項(2)7: 弁又はその部分品」及び「米国輸出管理規制(EAR)」に該当する当社製品の該非判定結果および見解を以下に示します。

本見解は2024年2月1日施行の法令改正に基づき判定しておりますので、同日以降法令改正が実施された場合は無効となります。また本見解書は当社製品単体での見解となります。

キャッチオール規制(輸出令別表第1の16項)には該当しますので、貴社で需要者および最終用途をご確認の上、必要に応じて経済産業省への許可申請を行っていただけますようお願い申し上げます。

1. 対象バルブと判定結果

製品名	型式(Type)	口径	材質	輸出令別表第1の1~15項 輸出貿易管理令別表第1の3項(2)7	米国輸出管理 規制(EAR)
自力式 バルブ	2405, 2412, 2417, 2422, 2430, 2435, 3214, 41-23, 41-73, 44 シリーズ, 2406	10A	鋳鉄 鋳鋼	判定結果 非該当	判定結果 対象外
コントロール バルブ	3241, 3244, 3321, 3251, 3256, 3510, 3535, 3252	以上	鍛造鋼 ステンレス (CF8M, 316)		
バタフライ バルブ	ファイファー製 ロイツシュ製		銅合金 (CC499K, CC491K)		
ボール バルブ	ファイファー製				
ライニング バルブ	ファイファー製 BR 1a/1b/10a/10e/20a			判定結果 該当 別表 3(2)七イ(三): フッ素重合体	判定結果 対象外

※上記型式以外のバルブ・ポジション単体および特殊材料の製品は弊社営業窓口へ別途ご依頼ください。

2. 該非判定見解

対象法令	判定見解
輸出令別表第1の1~15項(リスト規制) 輸出貿易管理令別表第1の3項(2)7 弁又はその部分品	対象シリーズについて2023.7.23の政省令一部変更は該当無。 2022.12.6 施行政省令等対応の項目別対比表(CISTEC)を使用し非該当であることを確認しております。 【例外】ライニングバルブ: PTFE 又は PFA で内部被覆されており該当します。
米国輸出管理規制(EAR)	対象シリーズにつきましては、ドイツおよび近隣ヨーロッパ諸国で製造された製品であり対象外です。

輸出貿易管理令に基づく当社バルブ製品の該非判定結果/見解

3. ロシア・ウクライナ情勢に関する外国為替法に基づく措置について

自力式バルブのうち、減圧弁は令和4年6月10日に導入された外為法に基づくロシア等向け輸出禁止などの措置 別表二の三に該当する規制対象貨物であり、貴社で承認基準を満たすと判断される場合は経済産業省へ輸出承認申請を実施いただけますようお願いいたします。

規制対象 // 減圧弁バルブリスト:

型式 (Type)	HS Code (輸出統計品目番号)
41-23	84811019
2405	84811019
2412	84811019
2422/2424	84811019
44-1	84811019
2333	84811019

以上

ザムソン株式会社

